

京都大学 起業家支援事業 起業家コラボレーションスペース 募集要領

1、起業家コラボレーションスペースの目的

起業家コラボレーションスペースは、京都大学の第三の使命である「社会貢献」をより一層発展・加速させるため、本学の研究成果などを活用した大学発ベンチャーの創出を推進することを目的として設置する。

起業家コラボレーションスペースは、京都大学起業家支援事業取扱要領に基づき、教職員、学生等に起業や事業拡大につながるアイデアや情報をシェアすることを狙いとした共用のスペースのことをいう。

2. 利用できるサービス

起業家コラボレーションスペースのフリー席利用（※平日：終日利用可能。土日祝日：利用禁止。）

会議室の利用（※平日：終日利用可能。土日祝日：原則利用禁止。）

メールボックス（郵便住所）の利用

本社登記住所としての利用

ビジネス機器（コピー機、サーバー、ロッカー）の利用

投資家（京大ベンチャーファンドその他のベンチャーキャピタル、個人投資家）への紹介

外部メンターの紹介

提携インキュベーション施設への紹介

各種セミナー、イベントへの参加案内 等

3、起業家コラボレーションスペースの利用にあたって

(1) 建物の概要

所在地：京都府京都市左京区吉田本町3-6-1

京都大学旧 VBL 棟

構造：RC 造

築年月：平成9年1月

延床面積：2013㎡

事業実施部局：京都大学産官学連携本部

(2) 利用者居室

京都大学旧 VBL 棟3階起業家コラボレーションスペース（25㎡程度）

(3) 利用費用

無料

(4) 利用期間

1年間。さらに最大1年間の延長可能（延長の場合、1年経過前に再審査を行います）

(5) 通信設備

・インターネット回線

(6) 共用部

- ・会議室（予約制）
- ・エレベーター
- ・トイレ
- ・喫煙所（本学指定喫煙場所に限る）

(7) 備品

机、椅子、コピー機、ロッカー

(8) 駐車場

無し

4、利用者募集について

(1) 募集期間

今回募集分：

平成25年10月利用開始分 平成25年6月1日 ～ 平成25年7月31日

（利用期間：平成25年10月1日～平成26年9月30日）

(2) 対象者

以下の法人あるいは個人で、取扱要領等を遵守可能な者とする。

なお、審査時点での法人格の有無は問わない。ただし、将来社会に大きなインパクトを与える企業への成長が期待される、アーリーステージの企業を重点的に支援する。

①代表者が本学教職員もしくは本学学生、本学卒業生で、起業意欲がある者のうち優れた事業計画（ビジネスプラン）を有している者。

②本学の知財を活用した起業を考えている者のうち、優れた事業計画（ビジネスプラン）を有している者。

(3) 定員

8社程度。欠員は、年2回の申請受付で補充する。

(4) 必要書類

①法人の場合

- ア. 利用申請書(様式1)
- イ. 利用者一覧(別紙1)
- ウ. 本学教職員もしくは本学学生、本学卒業生の場合、在籍を証明する書類(在職証明書、学生証写し、卒業証明書等)
- エ. エグゼクティブサマリー(詳細は提出要綱参照)
- オ. ビジネスプラン本文(詳細は提出要綱参照)
- カ. 追加参考資料(詳細は提出要綱参照)
- サ. 商業登記簿謄本及び定款
- シ. 設立以来直近までの収支実績

②個人の場合

- ア. 利用申請書(様式1)
- イ. 利用者一覧(別紙1)
- ウ. 本学教職員もしくは本学学生、本学卒業生の場合、在籍を証明する書類(在職証明書、在学証明書、卒業証明書等)
- エ. エグゼクティブサマリー(詳細は提出要項参照)
- オ. ビジネスプラン本文(詳細は提出要項参照)
- カ. 追加参考資料 A4(詳細は提出要項参照)

(5) 申込方法

持参又は郵送により、下記の4. お問い合わせ先まで申し込むこととする。「利用申請用資料在中」と封筒の表に朱書きすること。

なお、普通郵便で不着の場合、本学では一切責任を負わない。

また、申請書類は返却しない。

(6) 利用の決定

①審査

ベンチャーに対する有識者により、書面審査を行い、産官学連携本部長が利用の可否を決定する。書面審査にあたり、追加の資料の提出を求める場合もある。

②許可通知

8月以降に順次発送。

5. お問い合わせ先

〒606-8501

京都府京都市左京区吉田本町 36-1 京都大学研究国際部産官学連携課企画・総務掛

Mail: sanren-venture※mail2.adm.kyoto-u.ac.jp (※を@に変える)